



# 長野県報

3月14日(木)  
令和6年  
(2024年)  
第491号

## 目次

### 規則

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（農業技術課）…………… 2

### 告示

地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者指定の取消し（税務課）…………… 3

公共測量の実施（2件）（建設政策課）…………… 3

公共測量の終了（4件）（建設政策課）…………… 3

道路の区域決定及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）…………… 5

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 6

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）…………… 6

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（内水面漁場管理委員会）…………… 7

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除（内水面漁場管理委員会）…………… 7

### 公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（生活排水課）…………… 8

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT振興課）…………… 8

国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）…………… 9

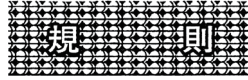
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）…………… 10

建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）…………… 10

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）…………… 10

### 訓令

長野県職員服務規程の一部改正（人事課）…………… 12



長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月14日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第5号

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県農業大学校管理規則(昭和51年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表の1中 「

農業政策・団体論	講義			1	15
----------	----	--	--	---	----

」を

「

農業政策・団体論	講義	1	15		
----------	----	---	----	--	--

」に、

「

農業団体論	講義	1	15		
農業気象学	講義	1	15		

」を

「

農業気象学	講義	1	15		
-------	----	---	----	--	--

」に、

「

育種学	講義			1	15
食文化論	講義	0.5	8		

」を

「

食文化論	講義	0.5	8		
------	----	-----	---	--	--

」に改め、同表の2中

「

農業生産工程管理学	講義	1	15		
	演習			0.5	15

」を

「

農業生産工程管理学	講義	1	15		
-----------	----	---	----	--	--

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在学する者の履修すべき学科目については、この規則による改正後の長野県農業大学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

農業技術課